**県立高等学校実習生産品売払代金の収納事務に係る**

**指定公金事務取扱者の指定及び委託について**

**県立高等学校実習生産品売払代金の収納事務の委託について**

物品売払代金の収納に当たって、適切な収納と住民サービスの向上が図られる場合には、私人に指定公金事務取扱者として指定し、その収納の事務を委託することができます（地方自治法第２４３条の２第１項）。
　熊本県教育委員会では、令和６年度（２０２４年度）県立高等学校実習生産品の売払代金に係る収納の事務について、次の事業者を指定公金事務取扱者として指定及び委託をしています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定公金事務取扱者の名称及び所在地 | 指定公金事務に委託した公金事務に係る歳入 | 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日 | 指定公金事務取扱者が当該公金事務を行うことができる期間 |
| 球磨地域農業協同組合球磨郡錦町一武２６５７－４　 | 南稜高等学校の実習生産品売払代金の収納　 | 令和７年（２０２５年）２月１０日 | 令和７年（２０２５年）２月１０日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで |